

宮崎県工事成績評定要領

| 現行(H26.4) | 改定(H30.4) | 改定理由 |
|---|---|-----------------|
| <p style="text-align: center; color: blue;">現行(H26.4)</p> <p>(総合評定) 第6条 工事執行機関の長は、各評定者の行った評定に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評定を行い、その結果（以下「総合評定点」という。）を工事成績評定表（別記様式第5号）に記録するものとする。</p> <p>(評定結果の通知) 第7条 工事執行機関の長は、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により、総合評定点を遅滞なく通知するものとする。</p> <p>(評定の修正) 第8条 工事執行機関の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。ただし、知事が下命する工事にあつては、あらかじめ各部の工事成績評定に係る主管課長及び工事検査課長に承認を受けた後に、修正を行うものとする。 2 工事執行機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。</p> <p>(評定結果の公表) 第9条 工事執行機関の長は、第7条又は前条による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を、別記様式第6号により、翌月にまとめて公表するものとする。 2 公表については、閲覧方式とし、閲覧は、各工事執行機関において行うものとする。 3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度とその翌年度とする。</p> <p>(説明請求等) 第10条 第7条又は第8条の第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日等を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めすることができる。 2 工事執行機関の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評定に係る説明書（別添様式第7号）により回答するものとする。ただし、工事執行機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行機関の長は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。</p> <p>(工事成績評定評価委員会) 第11条 工事執行機関の長は、第8条第2項の通知及び前条第2項の回答を行うに当たり、必要に応じて意見を求めるため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部並びに各工事執行機関内に、工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 2 次に掲げる要領は、廃止する。 一 宮崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め） 二 宮崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め） 三 宮崎県県土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center; color: red;">改定(H30.4)</p> <p>(総合評定) 第6条 工事執行機関の長は、各評定者の行った評定に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評定を行い、その結果（以下「総合評定点」という。）を工事成績評定表（別記様式第5号）に記録するものとする。</p> <p>(評定結果の通知) 第7条 工事執行機関の長は、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により、総合評定点を遅滞なく通知するものとする。</p> <p>(評定の修正) 第8条 工事執行機関の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。ただし、知事が下命する工事にあつては、あらかじめ各部の工事成績評定に係る主管課長及び工事検査課長に承認を受けた後に、修正を行うものとする。 2 工事執行機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。</p> <p>(評定結果の公表) 第9条 工事執行機関の長は、第7条又は前条による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を、別記様式第6号により、翌月にまとめて公表するものとする。 2 公表については、閲覧方式とし、閲覧は、各工事執行機関において行うものとする。 3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度とその翌年度とする。</p> <p>(説明請求等) 第10条 第7条又は第8条の第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日等を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。 2 工事執行機関の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評定に係る説明書（別添様式第7号）により回答するものとする。ただし、工事執行機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行機関の長は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。</p> <p>(工事成績評定評価委員会) 第11条 工事執行機関の長は、第8条第2項の通知及び前条第2項の回答を行うに当たり、必要に応じて意見を求めるため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部並びに各工事執行機関内に、工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 2 次に掲げる要領は、廃止する。 一 宮崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め） 二 宮崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め） 三 宮崎県県土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center; color: red;">附 則</p> <p style="text-align: center; color: red;">この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> | <p>施行年月日の改定</p> |